中小企業蓄電池 導入補助金

Q & A

令和5年12月25日時点

【目次】

1 全般事項・・・・・・・・ 1	蓄電-4-7 申請者以外が所有する建物へ
全般-1-1 事業内容	の設置
全般-1-2 事業期間	蓄電-4-8 業務用蓄電池の設備要件
全般-1-3 蓄電池の設置時期	蓄電-4-9 リユースの蓄電池
全般-1-4 事業の完了時期	
全般-1-5 他の補助金等との併給	<u>5 太陽光発電設備</u> ・・・・・・・8
全般-1-6 所得税、法人税の適用	太陽-5-1 発電容量と蓄電容量の定義
全般-1-7 交付時期	太陽-5-2 設置時期
全般-1-8 パートナーシップ構築宣言	太陽-5-3 リース、PPAでの導入
	太陽-5-4 FIT・FIP制度
<u>2 補助対象者</u> ・・・・・・・ 2	太陽-5-5 余剰電力の取扱い
対象-2-1 中小企業者等	太陽-5-6 事業期間内に設置できない場合
対象-2-2 県外本社や県外在住者	
対象-2-3 常時使用する従業員	<u>6 事業計画</u> ・・・・・・・・10
対象-2-4 みなし大企業	計画-6-1 蓄電池の導入による電気料 金の削減
<u>3 申請書類・・・・・・・・ 3</u>	計画-6-2 事業計画
申請-3-1 必要書類	計画-6-3 蓄電池導入効果
申請-3-2 申請誤り	計画-6-4 蓄電池導入効果の比較時点
申請-3-3 県外分の取扱い	
申請-3-4 複数事業所への蓄電池設置	7 対象経費・・・・・・・・ 11
申請-3-5 県内店舗の廃業	 経費-7-1 対象経費(総論)
申請-3-6 法人番号	経費-7-2 対象経費①
申請-3-7 概算払 申請-3-8 交付決定後の変更	経費-7-3 対象経費②
申請-3-9 支出根拠を示す書類①	経費-7-4 対象経費③
申請-3-10 支出根拠を示す書類②	
申請-3-11 支出根拠を示す書類③	
申請-3-12 支出根拠を示す書類④	
申請-3-18 添付書類	
申請-3-19 申請書類	
申請-3-20 実績報告	
申請-3-21 立入検査	
<u>4 蓄電池</u> ・・・・・・・ 6	
蓄電-4-1 蓄電池の設置方法	
蓄電-4-2 住宅兼店舗での使用	
蓄電-4-3 社宅、社員寮等での使用	
蓄電-4-4 非常用予備電源としての利用	
蓄電-4-5 隣接建物への電力供給	
蓄電-4-6 蓄電池の買い替え	

1 全般事項

目次へ

全般-1-1 事業内容

- Q 本事業はどういう内容か。
- A エネルギー価格の高止まりが懸念される中、中小事業者等が蓄電池の導入により、電 気料金削減を図る取組を支援するものです。

全般-1-2 事業期間

- Q いつから発生した経費が補助対象となるのか。
- A 令和5年4月1日から令和6年2月29日までの期間において、補助対象設備の機器 設置や工事が完了し、かつ支出が完了した経費が事業対象となります。

全般-1-3 蓄電池等の設置時期

- Q いつ蓄電池を設置すればよいのか。
- A 令和5年4月1日以降に設置されたものが補助対象となります。

全般-1-4 事業の完了時期

- Q 補助事業の完了はどのような状態をいうのか。
- A 本補助事業により導入する蓄電池等の引き渡しが済み、販売事業者や工事会社など への補助対象経費の全ての支払いが済んだ時点をもって、補助事業の「完了」と見なし ます。

全般-1-5 他の補助金等との併給

- Q 国や地方公共団体の他の補助金を申請していても、本補助金の申請をすることはできるか。
- A 当補助金と国や地方公共団体の補助金等(国費等を原資として財団等が実施する補助金等を含む)との併用は認めません。

全般-1-6 所得税、法人税の適用

- Q 本補助金は課税対象となるのか。また申告の必要はあるのか。
- A 所得税、法人税については課税対象となるので、税法に則った手続きが必要です。詳細については最寄りの税務署に確認してください。

全般-1-7 交付時期

- Q いつ交付されるのか。
- A 本補助金は、申請、審査会開催、交付決定、事業実施、実績報告兼請求、補助金額 の確定、補助金交付という手続になります。

申請者が事業実施後、実績報告兼請求書を事務局に提出しますが、受理後、審査を 行い、内容に確認事項や不備がなければ、おおむね2週間程度での交付を予定してお ります。申請内容に何らかの確認を必要とする項目や不備がある場合には、交付まで に時間を要してしまうことがあります。

全般-1-8 パートナーシップ構築宣言

- Q1 パートナーシップ構築宣言とはどのようなものか。
- A1 「パートナーシップ構築宣言」とは、企業規模の大小に関わらず、企業が「発注者」 の立場で自社の取引方針を宣言する取組です。

詳細は、URL: https://www.biz-partnership.jp/index.html を御確認下さい。

- Q2 パートナーシップ構築宣言を登録した場合の加点は何点か。
- A2 審査に関する内容となるため、お答えできません。

2 補助対象者

対象-2-1 中小企業者等

- Q 社会福祉法人、医療法人は対象となるのか。
- A 中小企業蓄電池導入補助金募集要領別紙1に定める中小企業者等であるため、要件を 満たせば対象となります。

対象-2-2 県外本社や県外在住者

- Q 県外本社や県外在住者からの申請も対象となるか。
- A 県外本社や県外在住者であっても、<u>山口県内の事業所や店舗</u>における蓄電池導入に対応する経費は対象となります。(山口県外の事業所や店舗における設備導入等の経費は対象外)

対象-2-3 常時使用する従業員

- Q 「常時使用する従業員」には、パート、アルバイト、派遣社員、会社役員、個人事業主等は該当するのか。
- A 「常時使用する従業員」とは、労働基本法第20条の規定に基づく、「予め解雇の予告を必要とする者」を従業員として解しており、パート、アルバイト、派遣社員当は、当該条文をもとに個別に判断されると解しています。また、会社役員及び個人事業主は、予め解雇の予告を必要とする者に該当しないので、中小企業基本法上の「常時使用する従業員」には該当しないと解しています。(中小企業庁HPより)

対象-2-4 みなし大企業

- Q みなし大企業 (大規模法人の関連会社等) は対象となるのか。
- A 原則として対象となります。

3 申請書類

目次へ

申請-3-1 必要書類

Q 申請にあたって、必要となる書類を教えてほしい

A 申請書類のほか、蓄電池を設置する土地・建物の全部事項証明書や、見積書(2社以上)、カタログ、設計書等が必要です。実績報告兼請求時には申請者本人名義の振込先口座の通帳の写し等が必要です。

また、上記に加え、法人、個人ごとに必要な資料があります。

(詳しくは、募集要領をご確認ください。)

申請-3-2 申請誤り

- Q 申請後に申請内容の誤り等に気づいたが、どのように対応したらよいか。
- A 申請後、事務局にて不備を発見した場合は、ご連絡せず、返送させていただく場合 がございます。

また、申請受理後は原則、修正できませんので、書類の作成や申請には十分にご注意ください。

なお、実態と異なる書類を偽造して提出し、補助金を受給しようとすることは、不 正受給行為に当たります。

故意に不正受給をはかった場合は、詐欺罪(刑法第 246 条)に当たりますので、絶対 におやめください。

申請-3-3 県外分の取扱い

- Q 山口県以外の事業所・店舗分を含めて申請をしてよいか。
- A 県外分は対象外となります。

申請-3-4 複数事業所への蓄電池設置

- Q 県内にある2つの事業所に蓄電池を設置する場合、手続き等はどうなるか。
- A 複数の店舗・事業所に蓄電池を導入する場合には、設置場所ごとに申請が必要となります。なお、補助上限額(2,000万円)は設置場所ごとに適用されます。

申請-3-5 県内店舗の廃業

- Q 現在、山口県内の店舗を廃業しているが対象となるか。
- A 本事業は、県内事業所にて、蓄電池の導入による電気料金の削減により事業継続を支援するものですので、県内事業所を廃業している場合は、対象となりません。

申請-3-6 法人番号

- Q 法人番号が不明であるが、記入は絶対必要となるのか。
- A 法人番号は確認事務を簡略化するため記入してください。

以下から検索ができます。

https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/

申請-3-7 概算払

- Q 交付決定を受けたが、事業着手前に補助金を受けること(概算払い)は可能か。
- A できません。

申請-3-8 交付決定後の変更

- Q 交付決定を受けたが、事業内容の変更は認められるか。
- A 事業内容の追加や事業費の増額は認められないので、事前に内容を精査の上、交付申請をお願いします。なお、事業費が減少した場合又は軽微な変更の場合は、実績報告で報告いただければ問題ありません。

なお、以下の変更の場合は、軽微な変更として認めます。

- ○補助事業の内容の変更のうち、補助目的に変更が生じず、かつ、補助事業者の創意に よって、より効果的に事業が実施できると認められる場合
- ○補助事業の内容の変更のうち、計画の細部の変更であって補助事業の遂行状況に影響 を及ぼさないと認められる場合

申請-3-9 支出根拠を示す書類①

- Q クレジットカードで決済したものも対象となるのか。
- A クレジットカード利用明細のほかに、領収証等の支出根拠を示す書類があれば、対象 経費とできます。ただし、事業対象期間内に支払いが完了する場合に限ります(分割払 いの場合は、全ての支払いが事業対象期間内に完了していること)。

申請-3-10 支出根拠を示す書類②

- Q 小切手・手形により支払った経費は対象となるか。
- A 原則、対象となりません。ただし、受取書や領収書、通帳の写し等を添付していただき、事務局にて金銭の流れを把握できると判断できれば、認める場合もあります。詳しくは事務局までお尋ねください。

申請-3-11 支出根拠を示す書類③

- Q 相殺(売掛金と買掛金の相殺等)による決済を行った経費は対象となるか。
- A 対象となりません。

申請-3-12 支出根拠を示す書類④

- Q1 仮想通貨・クーポン・ポイント・金券・商品券を利用して支払った経費は対象か。
- A1 対象となりません。
- Q2 電子マネーで支払った経費は対象か。
- A 2 対象となります。ただし、ポイントでの支払い分は対象外となることから、対象外であるポイントの有無を確認するため、入出金が証明できる書類(取引履歴など)を一緒に提出してください。

申請-3-13 添付書類

- Q 申請時に見積書の提出は必要か。
- A 申請書の提出時に、同じ条件で経費内訳が明確な2社以上の見積書を添付してください。(原則として最低価格の見積額を補助金交付申請額とすること。)

申請-3-14 申請書類

- Q 事業計画書の枚数の上限はあるか。
- A 枚数の上限はありません。

申請-3-15 実績報告

- Q 事業が完了して「実績報告書」を提出する時期はいつか。
- A 事業の完了日から起算して30日以内、又は令和6年3月15日のいずれか早い日までに、実績報告書を申請してください。(必着)

なお、一般的に、補助事業者が補助対象設備等の引き渡しを受け、工事代金全額の 支払いが済んだ日が、事業の完了となります。

また、申請期限に間に合わない場合、補助金の交付ができませんので御注意ください。

申請-3-16 立入検査

- Q 県が蓄電池を設置した事業所に立入検査を行うことはありますか。
- A 必要に応じて、県が立入検査を行う場合があります。

4 蓄電池

目次へ

蓄電-4-1 蓄電池の設置方法

- Q 蓄電池は定置用となっているが、基礎への固定は必要か。
- A 蓄電池については、アンカーボルト等で基礎部分に固定して設置してください。(置き基礎は認められません。)

蓄電-4-2 住宅兼店舗での使用

- Q 蓄電池の電力を、住宅兼店舗で使用する場合は補助対象となるのか。
- A 蓄電池から得られた電力を、住居兼店舗で使用する場合は、住居部分と店舗部分で の電力使用(電力契約等)が明確に分けられ、店舗部分のみで消費することが確認で きれば対象となります。

蓄電-4-3 社宅、社員寮等での使用

- Q 蓄電池の電力を、社宅や社員寮で使用する場合は補助対象となるのか。
- A 蓄電池から得られた電力を、社宅や社員寮で使用する場合は、補助対象外となります。

蓄電-4-4 非常用予備電源としての利用

- Q 蓄電池を停電時に非常用電源として使用することは可能か。
- A 停電時に利用する非常用電源のみを目的とした蓄電池の導入は補助対象外となります。

ただし、蓄電池の電力を、割安な夜間電力を活用したピークカットや、太陽光発電システムで発電した電力の有効活用により、電気料金の削減を行った上で、停電時の事業継続に活用する非常用電源として蓄電容量の一部を割り当てることは可能です。 (詳細を事業計画でお示しください。)

蓄電-4-5 隣接建物への電力供給

- Q 太陽光発電設備と蓄電池を設置した建物において、太陽光発電の電力で当該建物の 電力を全て賄い、余剰分を蓄電池に貯めて、隣接の建物に電力を供給する場合、補 助の対象となるのか。
- A 供給先の事業所において電気料金が削減されるのであれば認められます。

(ただし、供給先の事業所にFIT・FIP制度の認定を受けた太陽光発電設備が設置されている場合は認められません。)

この場合、供給先の建物に係る「土地・建物の全部事項証明書」の添付が必要となります。

蓄電-4-6 蓄電池の買い替え

- Q 蓄電池の買い替えや追加の場合も補助金の交付対象となるのか。
- A 補助金の交付対象となりますが、買い替え前の場合は従前と比較して、電気料金削減効果があることが条件となります。なお、設備等の一部のみの買い替えは補助対象外となりますので、御注意ください。

蓄電-4-7 申請者以外が所有する建物への設置

- Q テナントとして入居している申請者以外の者が所有する建物への蓄電池の設置に ついては、補助金の交付対象となるのか。
- A 申請者以外の者が蓄電池等を設置する建物・土地を所有している場合、蓄電池の法 定耐用年数(6年)が経過するまで設置を承諾している場合は、補助金の交付対象と なります。なお、この場合、建物・土地の所有者の承諾書(任意様式)を申請書に添 付してください。

蓄電-4-8 業務用蓄電池の設備要件

- Q業務用蓄電池には家庭用のような設備要件はあるのか。
- A 業務用の蓄電池 (4,800Ah・セル以上) については製品に対する設備要件は特段ありませんが、設置する市町等の火災予防条例で定める安全基準の対象になりますので、所轄の消防署において適切に手続きを行ってください。

蓄電-4-9 リユースの蓄電池

- Q リユースの定置用蓄電池も補助対象となるのか。
- A リユース及び実証段階や中古の蓄電池については、補助の対象外となります。

5 太陽光発電設備

<u>目次へ</u>

太陽-5-1 発電容量と蓄電容量の定義

- Q 補助率 2/3 の適用条件として、併設する太陽光発電設備の発電容量 (kW) が、蓄電容量 (kWh) の 1/2 以上を要件としているが、発電容量と蓄電容量のそれぞれの定義はどのようになっているのか。
- A 太陽光発電設備の「発電容量(kW)」は、太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値としており、蓄電池の「蓄電容量(kWh)」は、公称容量の値としている。 根拠資料として、それぞれの数値が明記されているカタログ等を添付いただきたい。

太陽-5-2 設置時期

- Q 既に本年4月に太陽光発電設備を設置しており、今回の補助制度を活用して、追加で蓄電池を導入したいが、補助率2/3は適用されるのか。
- A 太陽光発電設備が、事業期間内(令和5年4月1日~令和6年2月29日)に設置され、同期間内に蓄電池が導入されるのであれば補助率2/3が適用されます。 よって、申し出の場合は、補助率2/3が適用されます。
 - (本年3月以前に太陽光発電設備を設置し、事業期間内に蓄電池を設置する場合、補助率は1/2が適用されます。)

太陽-5-3 リース、PPAでの導入

- Q 太陽光発電設備は、購入のほか、リースやPPAでの導入でも補助率引上げの対象となるのか。
- A 太陽光発電設備を併設する場合、リース・PPAでの導入でも補助率2/3が適用 されます。

その場合、<u>蓄電池の法定耐用年数である6年以上継続的に太陽光発電設備を使用す</u>ることを確認できる契約書等の提出が必要となります。

太陽-5-4 FIT・FIP制度

- Q FITやFIP制度の認定を受けている太陽光発電設備を有する事業所に蓄電池 を設置する場合、本事業の対象となるのか。
- A 既設の太陽光発電設備が、再エネ特措法に基づくFIT制度又はFIP制度の認定 を取得している場合、当補助制度を活用することはできません。

太陽-5-5 余剰電力の取扱い

- Q 太陽光発電設備の発電電力について、自家消費及び蓄電池への充電を行った上で余剰が生じた場合、売電は可能か
- A 太陽光発電設備で発電した電力を自家消費し、蓄電池への充電を行った上で、余剰電力が生じる場合に、自家消費及び蓄電池のへの充電の割合が 50%未満にならない範囲で、電力会社等の余剰電力買取サービスを活用した売電は可能です。

(再エネ特措法に基づくFIT制度又はFIP制度の認定を取得した場合は、当補助制度の対象外となりますのでご注意ください。)

太陽-5-6 事業期間内に設置できない場合

- Q 太陽光発電設備に関連する機器の納期が長期化しており、事業期間内に設置することができないが、この場合、補助率2/3は適用されないのか。
- A 付属機器の納期長期化等により太陽光発電設備が事業期間内に設置できない場合は、事業期間内に工事請負契約を締結することを条件に、以下の手続きにより、やむを得ないと認められる場合は「太陽光発電設備を併設する場合」に該当するものとし、補助率2/3を適用するものとします。

【補助金交付申請】

・事業期間内に設置できない理由を明らかにした理由書を添付(様式任意) ※太陽光発電設備の設置スケジュールを事業計画書(第1号様式の3)に記載

【実績報告】

・太陽光発電設備に係る工事請負契約書等の写し等を添付

【太陽光発電設備の設置後】

設置報告書(様式任意)に以下の書類を添付し、山口県産業労働部 産業政策課へ提 出すること。

- ・設計の仕様内容がわかる書類(蓄電池への接続がわかるもの)
- ・事業実施場所の位置図・平面図
- ・設備に係る写真(施工前、施工中、施工後)

6 事業計画

<u>目次へ</u>

計画-6-1 蓄電池の導入による電気料金の削減

- Q 蓄電池の導入よる電気料金の削減とはどういったことを指しているか。
- A 具体的な事例は以下のとおり
 - ・割安な夜間電力を活用し、深夜に蓄電池に充電し、昼間等の電力ピーク時に放電することで、電力会社から購入するピーク時の電力量を抑制する。(ピークカット→契約電力の低減)
 - ・昼間は太陽光発電システムで発電した電力を使い、使いきれなかった電力を蓄電池 に充電し、夜間に使用することで、足りない分のみを電力会社から購入する。

計画-6-2 事業計画

- Q 事業計画書の様式の導入効果については、どのように記載すればよいか。
- A 電力使用量や電気料金について、現在と設備導入後の見込み等に基づき、削減効果が 明らかになるよう記載してください。

設置工事事業者等から示された、導入効果に係るシミュレーション等の資料がある場合には、当該資料を添付いただくことも可能です。

経費-6-3 蓄電池導入効果

- Q 蓄電池の導入による電気料金の削減効果等について基準はあるのか。
- A 蓄電池の導入による電気料金や電力購入量の削減について特段基準は設けておりません。

経費-6-3 蓄電池導入効果の比較時点

- Q 蓄電池の導入による電気料金や電力購入量の削減効果の算定にあたり、比較する現 行のデータはいつのデータを使用すればよいのか。
- A 原則として、取得可能な直近のデータを使用してください。

7 対象経費

目次へ

経費-7-1 対象経費(総論)

Q どのようなものが補助対象経費となるか。

A 蓄電池導入に対応する事業の費目として、設備費、工事費、賃借料、その他(蓄電システムに必要不可欠なもの)としています。そのため、記載をしていない人件費、役務費、委託費、謝金等については、補助対象外経費となります。

なお、消費税及び地方消費税は補助対象外経費となりますので、ご注意ください。

経費-7-2 対象経費①

- Q 蓄電システムを管理するためのパソコンやタブレット PC については、汎用機器として対象外となるのか。
- A システム全体のパッケージとして組み込まれている場合や、機器を管理運用する上で 必要不可欠なものである場合、対象となる可能性があります。コールセンターへ事前に 確認・相談してください。

経費-7-3 対象経費②

- Q 工事費の具体的な対象経費を説明してほしい。
- A 工事費については、設備設置に必要不可欠な基礎、設備の据付、電気配管等(但し、必要最低限の工事のみ。設置に必要な足場の設置、防水・補強工事等は対象)とし、土地造成、整地、地盤改良工事に準じる基礎工事及びフェンス工事に係るものは対象外としています。具体的には、以下のとおりです。
 - ・基礎工事: 蓄電システムの基礎コンクリート工事、養生工事の費用
 - ・据付工事:蓄電システムの据付工事、アンカー工事の費用
 - ・電気工事:蓄電システムや装置間の配線工事、接地工事などの費用
 - ·間接工事: 共通仮設費、現場管理費、一般管理費
 - ※他の工事に係る費用が含まれている場合は、直接工事費の比率で按分すること

経費-7-4 対象経費③

- Q パワーコンディショナーが太陽光発電設備と蓄電池の電力変換装置との一体型 (ハイブリッド) の場合、補助対象経費の取扱いはどのようになるのか。
- A このような場合、ハイブリッドの部分のうち蓄電システム以外の電力変換に使用される部分の経費を対象外とする。

また、明確に切り分けられない場合については、当該電力変換装置(パワーコンディショナー)の金額に対し、太陽光発電出力(kW)と蓄電容量(kWh)の按分により補助対象経費を算出する。

※按分計算:電力変換装置価格×蓄電容量/(太陽光発電出力+蓄電容量)